

# 令和 5 年度 市川市特定教育・保育施設の 運営等に関する留意事項について

令和5年3月17日

こども政策部 こども施設運営課

(令和5年5月24日一部改正)



# 目次

<b>1. 運営費全般について</b>	1	<b>4. 補助金について</b>	40
1-1. 運営費の請求	1	4-1. 補助金とは	40
1-2. 各種手続きの期日について	5	4-2. 認可保育所運営費等補助金	45
1-3. 職員名簿の整備について	5	4-2-1. 特別保育事業	45
1-4. 令和6年度以降の検討課題について	6	4-2-2. 体調不良児対応型病児保育事業	46
<b>2. 公定価格について</b>	7	4-2-3. 一時預かり事業	47
2-1. 公定価格における留意事項	7	4-2-4. 一時預かり事業（幼稚園型Ⅰ）	48
2-2. 処遇改善等加算について	12	4-2-5. 産休等代替職員任用事業	49
2-2-1. 職員の処遇改善とは	13	4-3. 保育士就職支援事業補助金	50
2-2-2. 処遇改善等加算Ⅰ・Ⅱ等の実績報告に係る誤った運用の事例	17	4-3-1. 保育所等就業体験機会提供事業	50
2-3. 公定価格における令和4年度からの主な変更点	20	4-3-2. 保育士就業開始資金支給事業	51
<b>3. 市加算について</b>	21	4-4. 保育士宿舍借上げ支援事業補助金	52
3-1. 市加算とは	21	4-5. 保育所等業務効率化推進事業補助金	54
3-2. 退職手当共済事業費加算	22	4-5-1. ICT化推進事業	54
3-3. 職員配置基準向上加算	23	4-5-2. 多言語通訳・翻訳機器導入事業	56
3-4. 保育士等職員処遇改善加算	26	4-6. 保育所等事故防止推進事業補助金	57
3-5. 保育環境改善加算	31	4-7. 保育士資格取得支援事業補助金	59
3-5-1. 延長保育加算	31	4-8. 都市部における保育所等への賃借料支援事業補助金	60
3-5-2. 嘱託医報酬加算	32	4-9. 新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策事業補助金	61
3-5-3. 保育補助者雇上費加算	33	4-10. 医療的ケア児保育支援事業補助金	62
3-5-4. 保育体制強化費加算	34	4-11. 特別支援保育推進事業補助金	63
3-6. 施設維持管理加算	36	<b>5. 施設運営に関する留意事項について</b>	64
3-6-1. 管理費	36	5-1. 内容変更届の提出について	64
3-6-2. 給食費加算	37	5-2. 給食について	67
3-6-3. おむつ処分費加算	38	5-3. 児童の健康診断について	70
3-6-4. 障がい児受入推進費加算	39	5-4. 職員の労務について	71
		5-5. 実費徴収について	73
		5-5-1. 実費徴収の内容	73
		5-5-2. 実費徴収に必要な手続き	74

# 3.市加算について

## 3-1.市加算とは

- ・市加算制度は、市川市の目指す保育水準を確保するために必要な経費のうち、公定価格及び国県の各種補助事業の給付では不足する額について、市川市が独自に加算を行うものです。適用を受ける施設におかれましては、各項目の趣旨・目的等について十分ご理解をいただきますようお願いいたします。
- ・市加算を認定するため、市川市と施設の間で協定書を締結する必要があります。

### <市加算一覧>

3-2.退職手当共済事業費加算	3-5.保育環境改善加算	3-6.施設維持管理加算
3-3.職員配置基準向上加算	3-5-1.延長保育加算	3-6-1.管理費
3-4.保育士等職員処遇改善加算	3-5-2.嘱託医報酬加算	3-6-2.給食費加算
	3-5-3.保育補助者雇上費加算	3-6-3.おむつ処分費加算
	3-5-4.保育体制強化費加算	3-6-4.障がい児受入推進費加算

### <令和4年度からの変更点>

- ・配置基準向上加算における副園長の廃止
- ・配置基準向上加算における大規模園対応主任保育士及び常勤保育士の上限を1人減としたうえで、施設長（管理者）及び主任保育士（公定価格加算対象者）を配置している施設に対し、上限に1人を加える
- ・配置基準向上加算における短時間保育士の、基準となる労働時間と適用方法を変更
- ・職員配置基準向上加算における短時間調理員等を廃止し、国県の補助金対象となる保育体制強化費加算に、経過措置として単価を維持した上で一本化
- ・特別支援保育推進補助金の創設に伴い、配置基準向上加算における障がい児受入時の上限の増を廃止
- ・小規模保育事業における常勤調理員について、自園調理が発生しない場合は対象から除外
- ・小規模保育事業における常勤調理員について、常勤調理員1人のみを配置している場合の基本単価の半額加算を廃止
- ・保育士等職員処遇改善加算において、公定価格における処遇改善等加算の他施設への拠出が2割未満であるという要件を追加
- ・給食関係加算（主食費、副食費上乘せ、土曜日給食分、アレルギー対応給食）を整理・増額し、「給食費加算」として統合
- ・施設維持管理加算の管理費を減額
- ・特別支援保育推進補助金の創設に伴い、小規模保育事業以外の障がい児受入推進費加算を廃止し、単価を統一

# 3.市加算について

## 3-2.退職手当共済事業費加算

### (1) 内容

職員の福利厚生を充実することにより、職員の定着の促進を図るとともに、良質な職員の確保に寄与することを目的とし、独立行政法人福祉医療機構（WAM）が運営する退職手当共済事業に加入する施設が負担する事業主負担額相当額を加算します。

### (2) 加算対象

独立行政法人福祉医療機構が運営する「退職手当共済事業に加入する社会福祉法人が運営する施設」が対象です。

### (3) 加算額

社会福祉施設職員等退職手当共済掛金単価 × 職員数

### (4) 積算方法及び支払い時期

退職手当共済事業の対象となる職員のうち、公定価格における処遇改善等加算Ⅰの対象となる職員で、各月初日に在籍している者を対象とします。

各月の初日在籍対象職員数の年間延べ人数に、職員 1 人分の事業主負担年額の 12 分の1 を乗じた額を、

3 月分の運営費に加えて請求してください。

なお、この額は各施設が独立行政法人福祉医療機構に対して負担しなければならない額と一致している必要があります。

### (5) 実績報告

3 月分の運営費請求時に独立行政法人福祉医療機構への支払いが確認できる書類（領収証の控え等）を提出してください。

### (6) その他

- ・ 3 月分の請求に併せて支給することになるため、共済掛金は立替払いとなります。

# 3.市加算について

## 3-3. 職員配置基準向上加算

### (1) 内容

年度途中の児童受入の円滑化や職員の労働環境の改善、保育士の退職や育児休業等の取得など急な保育士の減少に対応できる柔軟な体制の整備を図ること、また、栄養士等の専門的な役割を担う職員の配置により児童にとってより安定的な保育環境を確保することで、各施設の保育の質の維持向上を目的として、公定価格において定められる基準を超えた職員配置のための費用を上乗せするものです。

### (2) 加算対象

25ページの表に該当する職員で、各月初日現在で勤務する以下の職員（派遣職員を含み、育児休業等の無給休暇中の職員を除く）が対象となります。

### (3) 加算額および配置上限数

下表および25ページの表を参照

#### <配置基準向上加算 職種別加算単価>

職種	加算単価
大規模園対応主任保育士	442,260円
常勤保育士	378,570円
短時間保育士（※）	239,200円
常勤調理員	324,547円
事務員	157,797円

※短時間保育士の1ヶ月の勤務時間数合計（延長保育加算分の勤務時間数を除く）が、80時間以上160時間未満の場合 119,600円

## 3.市加算について

### 3-3. 職員配置基準向上加算

#### (4) 積算方法及び支払い時期

各月の請求時において、職員配置状況から「おが～るウェブレポ」で加算額が自動で算出され、請求書に反映されます。  
職種別の要件等は以下の通りです。

なお、原則として、公定価格制度における3歳児配置改善加算、主任保育士専任加算、障害児保育加算等、国基準の職員配置に係る加算を優先して活用いただきます。

##### ①常勤保育士

- ・常勤保育士として、看護師、保健師、准看護師、幼稚園教諭、小学校教諭、養護教諭も配置が可能です。
- ・本加算においては、1日6時間以上かつ月20日以上勤務する職員（派遣含む）も対象となります。

##### ②短時間保育士

- ・延長保育加算分（計算方法は31ページを参照）を除いた短時間保育士の勤務時間数合計が、80時間以上160時間未満の場合は加算単価の半額を、160時間以上の場合は加算単価全額を支給します。

##### ③常勤調理員

- ・本加算では、1日6時間以上かつ月20日以上勤務する職員（派遣含む）も対象となります。
- ・小規模保育事業所においては、自園調理の場合に限ります。

##### ④事務員

- ・本加算では、1日6時間以上かつ月20日以上勤務する職員（派遣含む）を対象とします。
- ・事務レベルの維持・向上のため、令和5年度においては、市が指定する通知や資料などの閲覧等を要件といたします。（後日、詳細をご案内いたします。）

#### (5) その他

- ・職員配置基準向上加算は、国基準の職員配置に係る加算を優先して活用いただくことになっています。  
「あえて公定価格加算を活用せずに市独自加算の対象職員として金額を大きくする」といった選択はできません。  
請求時には十分にご注意いただくとともに、年度末精算時には返還となりますのであらかじめご承知おきください。
- ・職員の資格や勤務状況等が加算に反映されることから、資格証及び雇用契約書の提出が必要になります。
- ・加算単価は人事院勧告をベースとしていることから、人事院勧告に連動して単価が改正されることがあります。

# 3.市加算について

## 3-3. 職員配置基準向上加算

<配置基準向上加算 配置数上限>

区分	職種等		対象職員数				
			利用定員			施設長及び主任保育士の配置（※3）	
						なし	あり
保育所	大規模園対応主任保育士	常勤職員	150人	～		0人	1人
	常勤保育士	常勤職員（※1）	0人	～	40人	1人	2人
			41人	～	80人	2人	3人
			81人	～	120人	3人	4人
			121人	～		4人	5人
	短時間保育士	非常勤職員（※2）				1人	
	常勤調理員	常勤職員（※1）	0人	～	80人	1人	
81人			～	120人	2人		
121人			～		3人		
事務員	常勤職員（※1）				1人		
認定こども園	常勤保育士	常勤職員（※1）	0人	～	40人	1人	2人
			41人	～	80人	2人	3人
			81人	～	120人	3人	4人
			121人	～		4人	5人
	短時間保育士	非常勤職員（※2）				1人	
	常勤調理員	常勤職員（※1）	0人	～	80人	1人	
			81人	～	120人	2人	
121人			～		3人		
事務員	常勤職員（※1）				1人		
小規模保育事業	常勤保育士	常勤職員（※1）				1人	2人
	短時間保育士	非常勤職員（※1）				1人	
	常勤調理員	常勤職員（※1）				1人	
	事務員	常勤職員（※1）				1人	

※1 1日6時間以上かつ1か月20日以上勤務する非常勤職員を含む。

※2 短時間保育士の1ヶ月の勤務時間数合計（延長保育加算分の勤務時間数を除く）が、160時間以上の場合（80時間以上160時間未満の場合は、加算単価の半額）

※3 主任保育士配置対象外施設は、施設長のみ

# 3.市加算について

## 3-4. 保育士等職員処遇改善加算

### (1) 内容

市内民間保育施設職員の給与水準を向上することにより、職員の定着率を高めるとともに、優秀な職員を確保することを目的に、公定価格の処遇改善等加算の平均勤続年数を基に、市川市独自の処遇改善分を上乗せするとともに、千葉県保育士処遇改善事業に基づく処遇改善分をさらに上乗せするものです。

各施設の給与水準が適正であるかを判断する基準として、運営費全体における人件費の割合を用いています。

そのため、当該加算を適用する場合は初めに施設の判断で目指すべき人件費割合の区分を設定していただくとともに、それが達成されているか確認するため実績を報告していただく必要があります。

なお、令和5年度より、**公定価格における処遇改善等加算の他施設への拠出が2割未満の施設を対象とすることとしています。**

#### 《人件費割合の算出方法》

$$\text{人件費割合(\%)} = \frac{\text{人件費としての総支出額} - \text{保育士等職員処遇改善加算年額}}{\text{運営費及び補助金等の総収入} - \text{保育士等職員処遇改善加算年額}} \times 100$$

#### 《人件費割合の区分と適用される加算単価》

区分	人件費割合	適用される加算単価
A	70%以上	29, 30ページ単価表の通り
B	50%以上	29, 30ページ単価表の <b>1 / 2</b> (小数点以下を切り上げ) ※保育士(園長、主任保育士等を含む)については、保育士等職員処遇改善加算額は、市・県分それぞれ10,000円、法定福利費等事業主負担分は2,215円を下限とする。
C	50%未満	保育士・保育教諭(園長、主任保育士等を含む)に対する、市・県分それぞれ10,000円、法定福利費等事業主負担分2,215円のみ

### (2) 加算対象

28ページの表に該当する職員で、各月初日現在で勤務する以下の職員(育児休業等の無給休暇中の職員を除く)が対象となります。

※「育児休業・介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」に基づく職員で、

**施設が育児休業等取得前の賃金を満額支給していない職員は、「無給」の取り扱いとなります。**

## 3.市加算について

### 3-4. 保育士等職員処遇改善加算

#### (3) 要件等

- ・ 公定価格における処遇改善等加算 I の適用を受けている必要があります。
- ・ **公定価格における処遇改善等加算の他施設への拠出が2割未満の施設を対象とします。**
- ・ 職員に対し月額給与（本給又は手当）の引き上げによる処遇改善を実施する必要があります。
- ・ **処遇改善の額及び内容を定める給与規程及び給料表等を書面で整備し、職員にその額及び内容等を予め明示する必要があります。**
- ・ 当該加算として支給される額を**明確に区分経理した上で、給与台帳等に記載**する必要があります。
- ・ 当該加算のうち処遇改善加算額として支給される**全額を職員に配分**するものとし、当該加算を活用して実施する職員に対する処遇改善の額の合計が、当該加算のうち処遇改善加算額として支給された額の合計を超える必要があります。
- ・ 当該加算のうち法定福利費等事業主負担分として支給される額についても、その費用の使途が適正に行われたことの確認のため実績報告を行う必要があります。

#### (4) 加算額

処遇改善等加算 I で用いた加算率及び人件費割合区分に基づき、職種ごとに単価を設定しています。  
 例えば、常勤保育士の場合は1人当たり月額 2 万円～10 万円程度を上乗せすることになります。  
 詳細は、29, 30ページの表をご覧ください。

#### (5) 積算方法及び支払い時期

毎月の請求時における職員配置状況から、「おが～るウェブレポ」で加算額が自動で算出されます。

#### (6) 報告

年度末に実績報告を行っていただきます。

#### (7) その他

- ・ 加算単価は人事院勧告をベースとしていることから、勧告に連動して単価が改正されることがあります。
- ・ 実績報告時に算出した人件費割合が、適用申請時に選択した区分の値を下回るときは、その値を超えるために必要となる人件費との差額を、職員に対し一時金等として**当該加算の対象となる年度内において追加支給**していただく必要があります。

# 3.市加算について

## 3-4. 保育士等職員処遇改善加算

< 保育士等職員処遇改善加算 適用職種と上限数 >

区分	職種	市処遇改善部分		千葉県処遇改善部分	
保育所	園長	常勤職員	1人	左記のうち 保育士資格を有する者	
	主任保育士	常勤職員	1人		
	大規模園対応主任保育士	常勤職員	1人		
	保育士	常勤職員(※)	実配置職員数を上限		
	栄養士	常勤職員	実配置職員数を上限		
	事務員	常勤職員	1人		
	調理員	常勤職員	実配置職員数を上限		
認定こども園	園長	常勤職員	1人	左記のうち 保育教諭としての 資格を有する者	
	主幹保育教諭	常勤職員	2人		
	大規模園対応主幹保育教諭	常勤職員	1人		
	保育教諭	常勤職員(※)	実配置職員数を上限		
	栄養士	常勤職員	実配置職員数を上限		
	事務員	常勤職員	1人		
	調理員	常勤職員	実配置職員数を上限		
小規模保育事業	園長	常勤職員	1人	左記のうち 保育士資格を有する者	
	保育士	常勤職員(※)	実配置職員数を上限		
	栄養士	常勤職員	実配置職員数を上限		
	事務員	常勤職員	1人		
	調理員	常勤職員	実配置職員数を上限		

※本加算においては、1日6時間以上かつ1か月20日以上勤務する非常勤職員を含む

# 3.市加算について

## 3-4. 保育士等職員処遇改善加算

< 保育士等職員処遇改善加算 職種別加算単価表 >

加算率	職種	市処遇改善部分		千葉県処遇改善部分		法定福利費事業主負担分	
		常勤職員	非常勤職員(※1)	常勤職員	非常勤職員(※1)	常勤職員	非常勤職員(※1)
4%	園長	79,840円		10,000円		17,685円	
	主任保育士又は主幹保育教諭	10,000円		10,000円		2,215円	
	大規模園対応主任保育士	10,000円		10,000円		2,215円	
	保育士又は保育教諭	10,000円	10,000円	10,000円	10,000円	2,215円	2,215円
	栄養士	0円				0円	
	事務員	0円				0円	
	調理員	12,484円				2,766円	
8%	園長	107,782円		10,000円		23,874円	
	主任保育士又は主幹保育教諭	21,481円		10,000円		4,759円	
	大規模園対応主任保育士	21,481円		10,000円		4,759円	
	保育士又は保育教諭	10,461円	10,000円	10,000円	10,000円	2,318円	2,215円
	栄養士	10,461円				2,318円	
	事務員	10,461円				2,318円	
	調理員	31,748円				7,033円	
10%	園長	136,812円		10,000円		30,304円	
	主任保育士又は主幹保育教諭	44,217円		10,000円		9,795円	
	大規模園対応主任保育士	44,217円		10,000円		9,795円	
	保育士又は保育教諭	32,861円	10,000円	10,000円	10,000円	7,279円	2,215円
	栄養士	32,861円				7,279円	
	事務員	32,861円				7,279円	
	調理員	49,892円				11,052円	
12%	園長	162,697円		10,000円		36,038円	
	主任保育士又は主幹保育教諭	69,081円		10,000円		15,302円	
	大規模園対応主任保育士	69,081円		10,000円		15,302円	
	保育士又は保育教諭	51,229円	10,000円	10,000円	10,000円	11,348円	2,215円
	栄養士	51,229円				11,348円	
	事務員	51,229円				11,348円	
	調理員	66,468円				14,723円	

※人件費区分により、認定額は異なる

※1 本加算においては、1日6時間以上かつ1か月20日以上勤務する非常勤職員に限る

# 3.市加算について

## 3-4. 保育士等職員処遇改善加算

<保育士等職員処遇改善加算 職種別加算単価表>

加算率	職種	市処遇改善部分		千葉県処遇改善部分		法定福利費事業主負担分	
		常勤職員	非常勤職員(※1)	常勤職員	非常勤職員(※1)	常勤職員	非常勤職員(※1)
15%	園長	169,834円		10,000円		37,619円	
	主任保育士又は主幹保育教諭	91,481円		10,000円		20,264円	
	大規模園対応主任保育士	91,481円		10,000円		20,264円	
	保育士又は保育教諭	71,613円	10,000円	10,000円	10,000円	15,863円	2,215円
	栄養士	71,613円				15,863円	
	事務員	71,613円				15,863円	
	調理員	82,596円				18,296円	
18%	園長	181,930円		10,000円		40,298円	
	主任保育士又は主幹保育教諭	103,465円		10,000円		22,918円	
	大規模園対応主任保育士	103,465円		10,000円		22,918円	
	保育士又は保育教諭	88,637円	10,000円	10,000円	10,000円	19,634円	2,215円
	栄養士	88,637円				19,634円	
	事務員	88,637円				19,634円	
	調理員	95,140円				21,074円	

※人件費区分により、適用額は異なる

※1 本加算においては、1日6時間以上かつ1か月20日以上勤務する非常勤職員に限る

<保育士等職員処遇改善加算 加算率換算表>

加算当年度の処遇改善等加算Ⅰにより 認定された職員一人当たりの平均経年数	保育士等職員 処遇改善加算率
4年未満	4%
4年以上～7年未満	8%
7年以上～10年未満	10%
10年以上～12年未満	12%
12年以上～15年未満	15%
15年以上	18%

## 3.市加算について

### 3-5. 保育環境改善加算

公定価格上必要となる職員に加えて、各施設のニーズに基づき配置基準以外の多様な人材を活用することにより、児童に対する保育環境を向上させるとともに、職員の労働環境の改善を図ることを目的としたもので、以下の加算項目があります。

- 3-5-1. 延長保育加算
- 3-5-2. 嘱託医報酬加算
- 3-5-3. 保育補助者雇上費加算
- 3-5-4. 保育体制強化費加算

#### 3-5-1. 延長保育加算（保育環境改善加算）

##### （1）内容

市川市では延長保育の実施に要する費用を市が加算することで、保護者に対する延長保育料を無償化する施策を実施しています。そのため、延長保育に携わる非常勤職員等を雇用するための経費を対象として加算するものです。

##### （2）加算額

加算単価に延長保育実施時間及び人工（非常勤職員配置数換算値）を乗じた額を加算します。

###### ・ 保育標準時間部分

$29,900 \text{ 円} \times \text{延長保育実施時間} \times \text{人工} \times \frac{\text{各月初日に入所している保育標準時間認定児童数}}{\text{各月初日入所児童数}}$ （小数点第一位を切り上げ）

###### ・ 保育短時間認定部分

$29,900 \text{ 円} \times \text{延長保育実施時間} \times \text{人工} \times \frac{\text{各月初日に入所している保育短時間認定児童数}}{\text{各月初日入所児童数}}$ （小数点第一位を切り捨て）

##### < 係数（非常勤職員配置数換算値）の算出方法 >

$\frac{\text{各月初日現在の入所児童数}}{30 \text{ 人}} = \text{人工}$ （小数点以下切り上げ）

※入所児童数 30 人につき非常勤職員等 1 人工分の費用を加算します。ただし、非常勤職員の確保による安定した運営管理の観点から、入所児童数が60 人以下の場合については、常に 2 人工分の費用を加算します。

##### （3）報告

毎月の請求時に加算額が、「おが～るウェブレポ」で加算額が自動で算出されます。

# 3.市加算について

## 3-5-2. 嘱託医報酬加算（保育環境改善加算）

### （1）内容

各施設で実施する児童に対する定期健康診断（内科及び歯科）に要する費用について、公定価格に含まれる額を超えて必要となる額を加算します。

### （2）加算額

公立保育園の嘱託医報酬額である内科医又は歯科医それぞれにおいて年額201,000 円を上限とし、公定価格に含まれる額を超えて必要となる部分の費用を加算するものです。

	公立保育園の嘱託医報酬額(A)	公定価格に含まれる嘱託医報酬額(B)	嘱託医報酬加算限度額(A)-(B)
内科医	201,000 円/年	162,840 円/年	<u>38,160 円/年</u>
歯科医	201,000 円/年	40,000 円/年	<u>161,000 円/年</u>

### （3）積算方法及び支払い時期

3 月分の運営費に加えて請求してください。

### （4）実績報告

3 月分の運営費請求時に契約書等に加え、支払いが確認できる書類を提出してください。

### （5）その他

- ・ 嘱託医報酬そのものではなく、定期健康診断に要した実費に対する加算ですので、ご注意ください。
- ・ 産明け児童（生後 180 日未満の児童）に関する健康診断は施設維持管理加算に含まれていますので、これを除いた金額が対象となります。そのため、契約書や支払いが確認できる書類において、明確に内訳がわかるようにしておく必要があります。
- ・ 地域子育て支援センター利用中の児童の健診は対象外となりますので、ご注意ください。
- ・ 千葉県児童福祉施設及び運営に関する基準条例第 16 条において、健康診断実施回数は内科、歯科ともに2回との定めがあります。詳細は、本通知「5-3. 児童の健康診断について」をご参照ください。

## 3.市加算について

### 3-5-3. 保育補助者雇上費加算（保育環境改善加算）

#### （1）内容

保育所等における保育士の負担を軽減し、保育士の離職防止を図ることを目的として、保育士の補助を行う保育補助者の雇い上げに対し加算するものです。

#### （2）加算額

定員が 121 名未満の施設：上限額 3,104,000 円

定員が 121 名以上の施設：上限額 6,208,000 円

※国要綱の改正により、変更の可能性あり

#### （3）要件等

加算を算定する場合は、以下の要件を確認したうえで、該当月の「おが～るウェブレポ」に対象職員を入力してください。

- ・保育士資格を有していない者。
- ・現年度内に新たに雇用された者もしくは前年度以前に本加算の適用を受けている者。
- ・本事業に係る費用について、他事業等から経費が支給されていない者。
- ・保育に関する 40 時間以上の実習を受けた者、もしくは子育て支援員の研修を修了した者。

#### （4）積算方法及び支払い時期

当該保育補助者の雇い上げに係る費用の総額に応じて毎年度 3 月分に請求してください。

#### （5）その他

- ・求められる役割の性質上、公定価格加算や保育体制強化費加算の対象職員と兼務はできませんので、ご注意ください。

# 3.市加算について

## 3-5-4. 保育体制強化費加算（保育環境改善加算）

### （1）内容

清掃業務や遊具の消毒、給食の配膳、寝具の用意、園外活動時の見守り等といった保育に係る周辺業務を行う保育支援者を配置する場合、配置に要する人件費を加算するものです。

### （2）加算額

- ・定員120人以下 上限額 月額365,800円
- ・定員121人以上 上限額 月額586,600円

### （3）要件等

- ・保育支援者は、保育士資格を有しない者で、保育に係る次の周辺業務を行う職員です。

保育設備、遊ぶ場所、遊具等の消毒・清掃	外国人の児童の保護者とのやりとりに係る通訳及び翻訳
給食の配膳・あとかたづけ	児童の園外活動時の見守り等
寝具の用意・あとかたづけ	その他、保育士の負担軽減に資する業務

- ・加算を算定する場合は、**以下の要件を全て満たす**かどうかを確認したうえで、  
 該当月の「おが～るウェブレポ」に対象職員を入力してください。
  - ア. 保育士の業務負担が軽減される内容や、職員の雇用管理や勤務環境の改善に関する取組等を記載した実施計画書を提出すること
  - イ. 『園外保育マニュアル』『保育所等における園外活動時の安全管理に関する留意事項』『幼児交通安全セミナー』を用いた講習会を受講し、その理解度を確認するため『効果測定』を受け、満点を取ること。（次ページのイメージを参照）

### （4）積算方法及び支払い時期

年度末に実績を確認後、お支払いいたします。

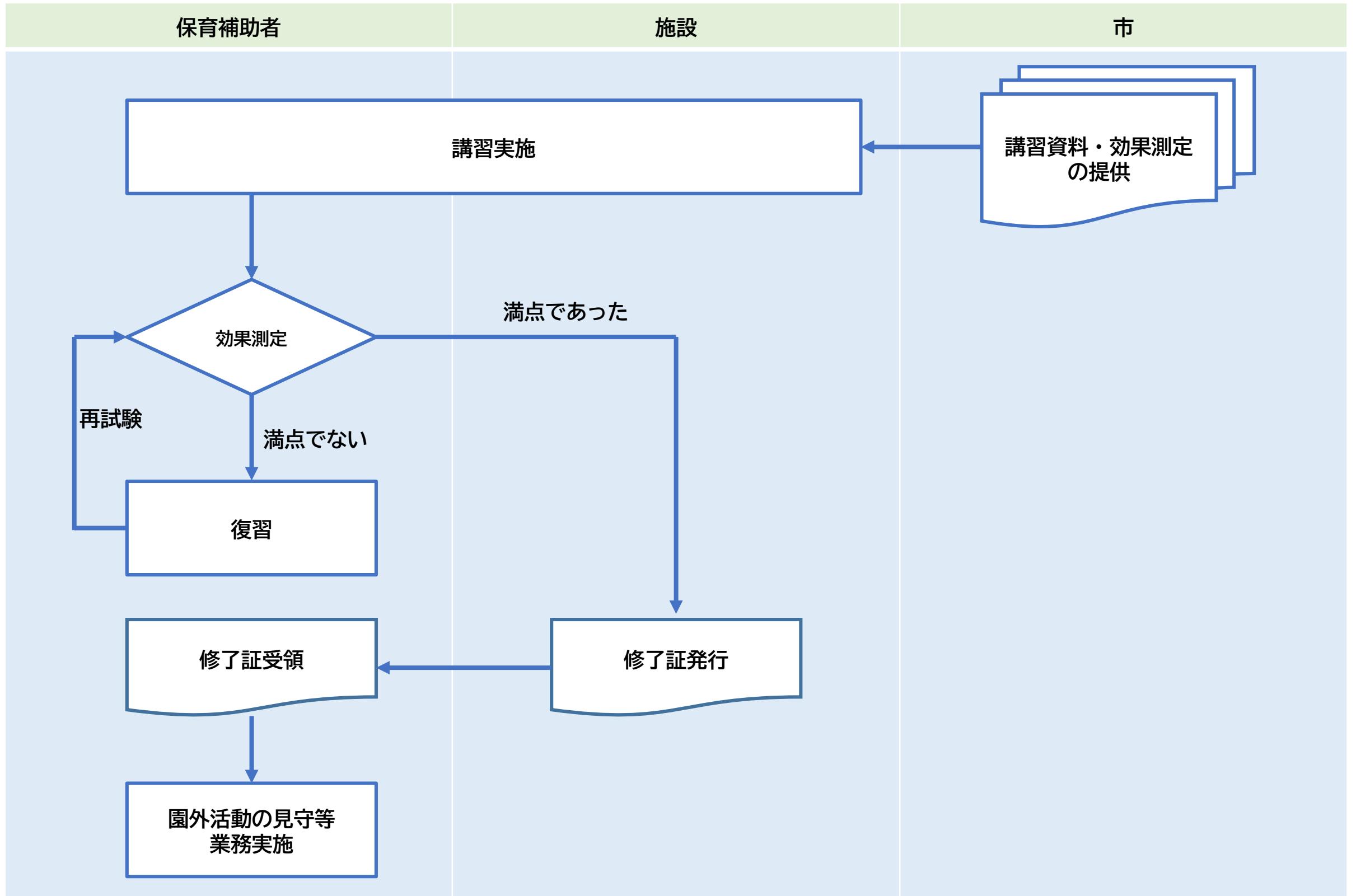
### （5）その他

- ・「児童の園外活動時の見守り等」については、常態的に当該業務に従事する必要はありませんが、児童の安全を確実に守るため、施設として配置している全ての保育支援者が必要に応じて当該業務にあたることのできるよう、体制を整備してください。

# 3.市加算について

## 3-5-5. 保育体制強化費加算（保育環境改善加算）

<交通安全に関する講習会修了までのフロー>



# 3.市加算について

## 3-6. 施設維持管理加算

保育所の運営に必要な経費のうち、公定価格に含まれていない経費や、含まれているものの市川市が目指す水準にその額が不足するものについて、市が加算を行うことにより、児童処遇の向上、及び施設の安全且つ安定的な運営を図ることを目的としたもので以下の加算項目があります。

3-6-1. 管理費

3-6-2. 給食費加算

3-6-3. おむつ処分費加算

3-6-4. 障がい児受入推進費加算

### 3-6-1. 管理費（施設維持管理加算）

#### （1）内容

児童の午睡用寝具、尿検査、乳児に対する内科医検診（産休明け検診）等に要する費用を加算するものです。

以下の費用を想定して単価を設定しています。

長時間保育管理費分（光熱水費）	保育室内害虫駆除費	布団借上料、乾燥料	産休明け保育嘱託医設置費
保育業務用携帯電話費	賠償責任保険料	被服費（職員への被服貸与）	市内保育施設管理費分

#### （2）加算額

3,000 円 × 各月初日入所児童数（市内児童に限る）

#### （3）積算方法及び支払い時期

毎月の請求時に加算額が、「おが～るウェブレポ」で加算額が自動で算出されます。

## 3.市加算について

### 3-6-2.給食費加算（施設維持管理加算）

#### （1）内容

保護者支援策の一環として、給食の食材費に要する費用のうち、保護者負担分を除いた額を加算するものです。

#### （2）加算額

加算単価に各月初日入所児童数（市内児童）を乗じた額を加算します。

$3,000 \text{ 円} \times \text{各月初日入所児童数（3歳以上児かつ市内児童に限る）}$

※土曜日閉所がある場合は、 $\text{閉所日数} \times 120 \text{円}$ を減算する（全日閉所の場合は、加算単価2,520円とする）

#### （3）要件等

- ・質の高い給食を担保するため、保護者から徴収する副食費は利用日数、利用児童の身体的状況等にかかわらず、一律の月額 4,500 円としていただきます。

※副食費の免除対象者及び、月途中の入退所等の児童、長期入院等の個別の事情により予め給食提供の対象外とする児童を除く。

#### （4）積算方法及び支払い時期

毎月の請求時に加算額が、「おが～るウェブレポ」で加算額が自動で算出されます。

#### （5）その他

- ・食品の種類及び調理方法について栄養並びに利用乳幼児の身体的状況及び嗜好を考慮したものとする必要があります。特に、食物アレルギー、障がいのある子どもなどに対し、代替食、除去食等の適切な対応をお願いします。

## 3.市加算について

### 3-6-3. おむつ処分費加算（施設維持管理加算）

#### （1）内容

主に保護者支援策の一環として、おむつの処分を施設で行う際の費用を加算するものです。

#### （2）加算額

加算単価に各月初日入所児童数を乗じた額を加算します。

140円 × 各月初日入所児童数（0～3 歳児、市外の受託児童を含む）

#### （3）要件等

- ・入所児童の使用済おむつの処分を施設において行う必要があります。  
※その他の方法により同様の効果が実現できている場合も含みます。
- ・使用済おむつ処分に係る保護者からの実費徴収額（保護者負担部分）を無償により実施する必要があります。
- ・重要事項説明書等の書面により、無償による使用済みおむつの処分に関する内容を事前に保護者へ周知する必要があります。

#### （4）積算方法及び支払い時期

毎月の請求時に加算額が、おが～るウェブレポで加算額が自動で算出されます。

#### （5）その他

- ・国の令和5年1月23日付事務連絡「保育所等における使用済みおむつの処分について」において、保護者、施設双方の負担軽減の観点から、施設での処分が推奨されています。

## 3.市加算について

### 3-6-4.障がい児受入推進費加算（施設維持管理加算）

#### （1）内容

小規模保育事業所において、下記に該当する児童を受け入れた際に、加算するものです。

※特別支援保育推進事業補助金の創設に伴い、保育所・認定こども園は対象外となります。

#### A. 特別児童扶養手当支給対象児童

特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和39年法律第134号）第5条第1項に定める知事の認定を受けた児童

#### B. 手帳所持児童

特別児童扶養手当支給対象児童に該当する児童以外の児童であって、次のいずれかの手帳の交付を受けた児童。

- ・ 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第4項の規定による身体障害者手帳
- ・ 千葉県療育手帳制度実施要綱（昭和62年1月6日障第329号）に基づく療育手帳
- ・ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条第2項の規定による精神障害者保健福祉手帳

#### C. 児童発達支援センター等通所児童

特別児童扶養手当支給対象児童または手帳所持児童以外の児童であって、

市川市こども発達センターの設置及び管理に関する条例（平成16年条例第45号）第14条の登録を受けた者、

かつ、市川市こども発達相談室を利用することが好ましいと市長が認める者に該当する者、

又は、市川市こども発達相談室に類する施設として市長が認めるものを利用した児童。

#### （2）加算額

$5,000円 \times \text{年間延べ対象児童数}$

#### （3）積算方法及び支払い時期

3月分の運営費に加えて請求してください。

#### （4）その他

- ・ 対象となる障がい等を証明する資料を提出する必要があります。
- ・ 「児童発達支援センター等通所児童」を証明する資料としては、「通所受給者証」の他、こども発達相談室の「在籍証明」でも可能です。
- ・ 年度内で、該当児童が在籍した月から対象となります。

# 4.補助金について

## 4-1. 補助金とは

公定価格に含まれていないもので、各補助金の趣旨・目的を達成するために必要な経費の一部を補助するものとして、毎月の運営費とは別に交付するものを、補助金としてまとめています。

原則として、対象となる期間や経費が決まっており、事業の申請や実績の報告をする必要があります。

### <補助金一覧>

4-2. 認可保育所運営費等補助金	4-3. 保育士就職支援補助金	4-6. 保育所等事故防止推進事業補助金
4-2-1. 特別保育事業	4-3-1. 保育所等就業体験機会提供事業	4-7. 保育士資格取得支援事業補助金
4-2-2. 体調不良児対応型病児保育事業	4-3-2. 保育士就業開始資金支給事業	4-8. 都市部における保育所等への賃借料支援事業補助金
4-2-3. 一時預かり事業	4-4. 保育士宿舍借上げ支援事業補助金	4-9. 新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策事業補助金
4-2-4. 一時預かり事業（幼稚園型Ⅰ）	4-5. 保育所等業務効率化推進事業補助金	4-10. 医療的ケア児保育支援事業補助金
4-2-5. 産休等代替職員任用事業	4-5-1. ICT化推進事業	4-11. 特別支援保育推進事業補助金
	4-5-2. 多言語通訳・翻訳機器導入事業	

# 4.補助金について

## 4-1. 補助金とは

### <令和4年度からの主な変更点>

#### ①保育士宿舎借上げ支援事業補助金

補助対象となる保育士について、採用されてからの年数を8年→7年に変更（令和4年度以前からの継続者：経過措置あり）

※引き続き段階的な見直しが行われ、令和7年度以降は5年になるとされている

#### ②保育所等業務効率化推進事業補助金（ICT化推進事業）

補助対象システムの要件緩和

ア．保育の計画及び記録に関する機能、イ 園児の登園及び降園の管理に関する機能、ウ 保護者との連絡に関する機能

（変更前）ア～ウのすべての機能を有するシステム

（変更後）ア～ウのいずれかの機能を有するシステム

#### ③保育所等事故防止推進事業補助金

補助対象事業の追加

- ・送迎用バスの安全装置の設置を行う事業
- ・ICTを活用した子どもの見守りに必要な機器の購入を行う事業

#### ④新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策事業補助金

新型コロナウイルスの感染者や濃厚接触者等が発生した場合に、

職員が感染症対策の徹底を図りながら、事業を継続的に実施してくために行う以下の事業

- ・緊急時に職員確保を行う事業（職員の感染等による人員不足に伴う職員の確保等の費用）
- ・職場環境の復旧・環境整備等を行う事業（消毒清掃費用等）

⇒例：感染者の発生や濃厚接触者等への対応が行われる前に、あらかじめ購入した衛生用品にかかる経費は補助対象外

#### ⑤特別支援保育推進事業補助金

令和5年度より新設

# 4.補助金について

## 4-1. 補助金とは

### <留意点>

①補助金申請手続きの期日は厳守してください。

期日までに提出がない場合、事務手続きを進めることができず、補助できない可能性があります。

期日までに提出がない場合には、申請がないものと判断しますので、必ず期日に間に合うように提出してください。

②毎年9月頃に実施する「各補助金等の実施状況調査」は法人内、施設内で十分精査して回答してください。

各補助金等の実施状況調査では、【今年度の実施見込み】、【来年度の実施見込み】を回答していただきます。

この回答を基に予算計上を行うため、重要な調査です。

補助金は予算の範囲内で支出するため、実施見込みなしで回答された場合には、補助できない可能性があります。

そのため、法人内、施設内で十分精査して回答していただきますようお願いいたします。

③補助金交付要綱に定められた書類を必ず取得してください。

例えば、要綱において「見積書」が定められている場合、購入する前に見積書を必ず取得してください。

他の書類においても同様をお願いいたします。

④消費税仕入控除税額報告書をご提出ください。

一部補助金について、交付を受けた翌々年度の5月頃に「消費税仕入控除税額報告書」の提出を依頼します。

また、報告によって返還が生じた場合には、年度末までに返還していただきます。

(例) R5年度補助実施 ⇒ R7.5月報告書提出 ⇒ R8.3月までに返還

### <提出が必要な補助金>

4-2. 認可保育所運営等補助金

4-5. 保育所等業務効率化推進事業補助金

4-6. 保育所等事故防止推進事業補助金

4-8. 都市部における保育所等への賃借料支援事業補助金

4-9. 新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策事業補助金

4-10. 医療的ケア児保育支援事業補助金

# 4. 補助金について

## 4-1. 補助金とは

<年間スケジュール> ※令和5年3月時点での予定であり、変更となる場合があります。

	令和5年度 (2023年度)												令和6年度 (2024年度)		
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	
4-2. 認可保育所運営費等補助金						各補助金等の実施状況調査				交付申請		交付決定	実績報告	交付決定	支払
4-3. 保育士就職支援補助金												交付申請兼実績報告		交付決定兼交付確定	支払
4-4. 保育士宿舍借上げ支援事業補助金								交付申請			交付決定 変更交付申請		変更交付決定 実績報告	交付決定	支払
4-5. 保育所等業務効率化推進事業補助金		事前協議									交付申請		交付決定 実績報告	交付決定	支払
4-6. 保育所等事故防止推進事業補助金		事前協議									交付申請		交付決定 実績報告	交付決定	支払
4-7. 保育士資格取得支援事業補助金											交付申請兼実績報告		交付決定兼交付確定	支払	
4-8. 都市部における保育所等への賃借料支援事業補助金													交付申請兼実績報告	交付決定兼交付確定	支払
4-9. 新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策事業補助金										交付申請兼実績報告			交付決定兼交付確定		支払
4-10. 医療的ケア児保育支援事業補助金										交付申請		交付決定	実績報告	交付決定	支払
4-11. 特別支援保育推進事業補助金	別途お知らせします。														

# 4.補助金について

## 4-1. 補助金とは

<手続きのおおまかな流れ> ※補助金によって異なる場合があります。

事業者

①交付申請用Excel等を提出

③交付申請書を提出

④実績報告用Excel等を提出

⑥実績報告書を提出

⑦請求書を提出

⑨消費税仕入控除税額報告書等を提出

⑪返還分の支払い

翌々年度の  
実施を想定

市川市

②審査

交付決定

⑤審査

交付確定

⑧補助金の支払い

⑩審査・返還依頼

## 4.補助金について

### 4-2. 認可保育所運営費等補助金

以下の事業があります。

- 4-2-1. 特別保育事業
- 4-2-2. 体調不良児対応型病児保育事業
- 4-2-3. 一時預かり事業
- 4-2-4. 一時預かり事業（幼稚園型Ⅰ）
- 4-2-5. 産休等代替職員任用事業

#### 4-2-1. 特別保育事業

##### （1）内容

保育所等を設置している者に対し、特別保育事業の実施に要する経費を予算の範囲内において補助を行います。

特別保育事業は下記の事業をいいます。

- ①保育所等が行う地域住民による主体的な子育て支援活動又は交流促進に係る事業（夏祭りや移動動物園の開催等）
- ②保育所等がバスを賃借してこれらの施設外で保育を行う事業（以下、バス賃借事業）

##### （2）補助対象

【補助対象施設】保育所、保育所型認定こども園、幼保連携型認定こども園、小規模保育事業

【主な対象経費】消耗品費、バス賃借料等

##### （3）補助要件

- ①保育所等が行う地域住民による主体的な子育て支援活動又は交流促進に係る事業であること
- ②バスを賃借してこれらの施設外で保育を行う事業であること（バス賃借料のみが対象。駐車場代や高速料金等は対象外。）

##### （4）補助額

補助上限額 25万円

##### （5）その他

〈要綱〉

- ・市川市社会福祉法人認可保育所運営費等補助金交付要綱
- ・市川市社会福祉法人以外の者に対する認可保育所運営費等補助金交付要綱

## 4.補助金について

### 4-2-2. 体調不良児対応型病児保育事業

#### (1) 内容

保育所等を設置している者に対し、体調不良児対応型病児保育事業の実施に要する経費を予算の範囲内において補助を行います。

体調不良児対応型病児保育事業とは、登園している児童が体調不良になった際に保護者の迎えが来るまでの間、緊急的に対応する事業です。

(看護師等の配置が必要。看護師等とは、看護師・准看護師・保健師・助産師をいう。看護師等1人あたり児童2人程度。)

#### (2) 補助対象

【補助対象施設】 保育所、保育所型認定こども園、幼保連携型認定こども園、小規模保育事業

【主な対象経費】 人件費、事業費（消耗品費）、管理費（光熱水費）

#### (3) 補助要件

病児保育事業の実施について（平成27年7月7日雇児発0717第12号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）

病児保育事業実施要綱に基づき保育所等が行う事業のうち体調不良児対応型に係るもの。

#### (4) 補助額

補助上限額 4,492,000円（実施期間が6月未満の場合 2,246,000円）

※国交付要綱により金額に変動の可能性あり

#### (5) その他

①事業を新規に行うには事前の届出が必要

②開園2年目以降より実施可能

③実施を予定する前年度に「各補助金等の実施状況調査」（毎年9月頃）での回答が原則必要

〈要綱〉

・市川市社会福祉法人認可保育所運営費等補助金交付要綱

・市川市社会福祉法人以外の者に対する認可保育所運営費等補助金交付要綱

## 4.補助金について

### 4-2-3.一時預かり事業

#### (1) 内容

保育所等を設置している者に対し、一時預かり事業の実施に要する経費を予算の範囲内において補助を行います。  
 一時預かり事業とは、保育所等を利用していない家庭において、一時的に預かり保育する事業です。  
 (保育士の配置が必要。基本的に保育所の基準と同じように配置。)

#### (2) 補助対象

【補助対象施設】 保育所、保育所型認定こども園、幼保連携型認定こども園、小規模保育事業  
 【主な対象経費】 人件費、事業費（消耗品費）、管理費（光熱水費）

#### (3) 補助要件

児童福祉法第6条の3第7項に規定する一時預かり事業及びこれと同等の事業として市長が認めるもの  
 「一時預かり事業の実施について（平成27年7月17日27文科初第238号、雇児発0717第11号文部科学省初等中等教育局長、厚生労働省雇用均等・児童家庭局長連名通知）別紙」の一時預かり事業実施要綱に基づき保育所等が行う事業のうち一般型に係るもの

#### (4) 補助額

補助上限額 利用人数に応じて補助上限額が増となる  
 ～299人まで2,679,000円  
 ～899人まで3,024,000円  
 …20,099人まで47,880,000円  
 ※国交付要綱により金額に変動の可能性あり

#### (5) その他

- ①事業を新規に行うには事前の届出が必要
- ②開園2年目以降より実施可能
- ③実施を予定する前年度に「各補助金等の実施状況調査」（毎年9月頃）での回答が原則必要

〈要綱〉

- ・市川市社会福祉法人認可保育所運営費等補助金交付要綱
- ・市川市社会福祉法人以外の者に対する認可保育所運営費等補助金交付要綱

## 4.補助金について

### 4-2-4.一時預かり事業（幼稚園型Ⅰ）

#### （１）内容

保育所等を設置している者に対し、一時預かり事業（幼稚園型Ⅰ）の実施に要する経費を予算の範囲内において補助を行います。  
 一時預かり事業（幼稚園型Ⅰ）とは、認定こども園等に在籍する満3歳以上の幼児で、教育時間の前後又は長期休業日等に当該認定こども園等において一時的に預かり保育する事業です。

#### （２）補助対象

【補助対象施設】保育所型認定こども園、幼保連携型認定こども園

【主な対象経費】人件費、事業費（消耗品費）、管理費（光熱水費）

#### （３）補助要件

児童福祉法第6条の3第7項に規定する一時預かり事業及びこれと同等の事業として市長が認めるもの  
 一時預かり事業の実施について（平成27年7月17日27文科初第238号、雇児発0717第11号文部科学省初等中等教育局長、厚生労働省雇用均等・児童家庭局長連名通知）別紙の一時預かり事業実施要綱に基づき保育所等が行う事業のうち幼稚園型Ⅰに係るもの

#### （４）補助額

補助上限額 利用児童数によって変動（詳細は要綱を参照ください）

下記の児童1人当たりの日額の合計額

##### ①基本分

ア.年間延べ利用児童数が2,000人以下の施設

(ア)平日  $(1,600,000円 \div \text{年間延べ利用児童数}) - 400円$ （10円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額とする。）

(イ)長期休業期間（8時間未満） 400円、(ウ)長期休業期間（8時間以上） 800円

②休日分（土曜日、日曜日及び国民の休日等の利用分をいう。） 800円

##### ③長時間加算

※国交付要綱により金額に変動の可能性あり

#### （５）その他

①本事業は主に在園児を対象としたものです。非在園児の預かりを検討している場合には事前に相談ください。

〈要綱〉

- ・市川市社会福祉法人認可保育所運営費等補助金交付要綱
- ・市川市社会福祉法人以外の者に対する認可保育所運営費等補助金交付要綱

## 4.補助金について

### 4-2-5.産休等代替職員任用事業

#### (1) 内容

保育所等を設置している者に対し、産休等代替職員任用事業の実施に要する経費の一部を予算の範囲内において補助を行います。  
千葉県児童福祉施設等産休等代替職員制度補助金交付要綱第2条第2項に規定する産休等代替職員を任用する事業。

#### (2) 補助対象

【補助対象施設】 保育所、保育所型認定こども園、幼保連携型認定こども園

【対象経費】 千葉県要綱第8条において定める対象経費（基本給、時間外勤務手当）

#### (3) 補助要件

千葉県児童福祉施設等産休等代替職員制度補助金を活用していること  
産休等に入る職員が「有給」の休暇であること

#### (4) 補助額

時給単価1,050円を上限とし、千葉県の補助額との差額

#### (5) その他

①当該補助金を受けている職員については、配置基準向上加算の対象外

〈要綱〉

- ・市川市社会福祉法人認可保育所運営費等補助金交付要綱
- ・市川市社会福祉法人以外の者に対する認可保育所運営費等補助金交付要綱

## 4. 補助金について

### 4-3. 保育士就職支援補助金

以下の事業があります。

4-3-1. 保育所等就業体験機会提供事業

4-3-2. 保育士就業開始資金支給事業

#### 4-3-1. 保育所等就業体験機会提供事業

##### (1) 内容

長期間にわたり児童の保育を行うことができる保育人材の確保を促進するため、市内に存する保育所等を運営する者に対し、保育所等就業体験機会提供事業に係る経費の一部を予算の範囲内において補助を行います。

##### (2) 補助対象

【補助対象施設】 保育所、保育所型認定こども園、幼保連携型認定こども園、小規模保育事業

【対象経費】 就業体験に対して支出する活動費

【補助対象期間】 4月1日～翌年3月20日

##### (3) 補助要件

下記の要件をすべて満たす就業体験の機会の提供を行うこと

- ① 市内保育所等において提供されるものであること
- ② 保育の業務に係るものであること
- ③ 就業体験を提供した者1人につき、5日以上かつ1日つき3時間以上での就業体験を提供したものであること
- ④ 就業体験をした者が満15歳に達した日以後の最初の3月31日を経過した者（法人と労働契約した者を除く）であること

##### (4) 補助額

就業体験をした者1人につき1日当たり1,000円（補助上限額 15,000円）

##### (5) その他

〈要綱〉

- ・ 市川市社会福祉法人保育士就職支援補助金交付要綱
- ・ 市川市保育士就職支援補助金交付要綱

## 4.補助金について

### 4-3-2. 保育士就業開始資金支給事業

#### (1) 内容

長期間にわたり児童の保育を行うことができる保育人材の確保を促進するため、市内に存する保育所等を運営する者に対し、保育士就業開始資金支給事業に係る経費の一部を予算の範囲内において補助を行います。

#### (2) 補助対象

【補助対象施設】 保育所、保育所型認定こども園、幼保連携型認定こども園、小規模保育事業

【対象経費】 保育施設が採用した保育士に対して支給した就業開始するにあたり必要となる費用

【補助対象期間】 4月1日～翌年3月20日

#### (3) 補助要件

下記の要件をすべて満たすもの

①児童福祉法第18条の4に規定する保育士であって、下記の要件を満たすもの

ア. 保育所等の代表者、役員その他これらと同等の責任を有する者でないこと

イ. 過去に保育士就業開始資金支給事業に係る補助金に伴う助成を受けていないこと（全額返還している場合を除く）

②法人と期間の定めのない労働契約又は期間の定めのある労働契約（労働時間が1日つき6時間以上であり、かつ労働日数が1月につき20日以上であるものに限る）を締結した保育士に対し就業開始資金を支給したもの

③正当な理由がある場合を除き、当該就業開始資金支給済保育士を採用した日から起算して1年を超えない期間内において解除しないこと

#### (4) 補助額

補助上限額 保育士1人につき10万円

#### (5) その他

①対象保育士が1年間、市内保育所において従事しなかった場合は返還対象

②法人は就業開始資金支給済保育士について、市内保育所等就業労働契約を破棄することなく長期間にわたり児童の保育を行うことができる保育人材として確保するように努めること

〈要綱〉

・市川市社会福祉法人保育士就職支援補助金交付要綱

・市川市保育士就職支援補助金交付要綱

## 4.補助金について

### 4-4. 保育士宿舎借上げ支援事業補助金

#### (1) 内容

保育士確保の観点から、保育士の居住するための宿舎を借り上げている保育所等を市内において運営する法人に対し、予算の範囲内において補助を行います。

#### (2) 補助対象

市内において保育所等を運営する法人が、物件を借り上げるのにかかった費用のうち、「賃料・共益費（管理費）・礼金・更新料」（「賃料・共益費（管理費）・礼金・更新料」のうち一部本人負担がある場合、その本人負担分は補助対象外）

#### (3) 補助要件

- ①法人が、賃貸借契約に基づき保育士宿舎を借り上げていること。
- ②該当宿舎に本補助金以外の補助を利用していないこと。
- ③本補助金における保育士宿舎とは、以下要件をすべて満たす保育士を居住させるものであること。
  - ア. 保育所等を運営する法人と保育士として雇用契約を締結し、保育士として施設に従事している者。
  - イ. 保育所等を運営する法人と労働契約を締結した日から起算して7年以内の者。  
（直近2年度の1月の職業安定業務統計において、市域を管轄する公共職業安定所の保育士の有効求人倍率が連続して2未満の場合は5年）
  - ウ. 補助金の交付の申請をする日の属する年度における労働契約上の労働時間が1日につき6時間以上、かつ、労働日数が1月につき20日以上のある者。
  - エ. 保育所等を運営する法人の役員その他市長が当該保育所等を運営する法人と密接な関係を有すると認める者（施設長等）でないこと。
  - オ. 原則として、市内に居住していること。（やむを得ない事情により市外に宿舎を借りて居住する場合は、申請時に市外理由書の提出を求める。）

#### (4) 補助額

- ・補助金の額は、補助対象経費に4分の3を乗じて得た額とし、1円未満は切り捨てとする。（4分の1は法人負担）
- ・補助額の上限については、1戸につき75,000円。  
（令和元年度から引き続き市川市において本補助金の交付を受ける者については、82,000円）
- ・月途中に入退居が発生した場合の、当該月分の補助対象経費については日割りにより計算して得た額とし、1円未満の端数は切り捨てとする。

## 4.補助金について

### 4-4. 保育士宿舎借上げ支援事業補助金

#### (5) その他

〈補助対象となる保育士の雇用期間について〉

- ①令和2年度以前から本補助事業を利用している保育士…雇用から10年目まで
- ②令和3年度から本補助事業を利用している保育士…雇用から9年目まで
- ③令和4年度から本補助事業を利用している保育士…雇用から8年目まで

〈要綱〉

- ・市川市社会福祉法人保育士宿舎借上げ支援事業補助金交付要綱
- ・市川市保育士宿舎借上げ支援事業補助金交付要綱

# 4.補助金について

## 4-5. 保育所等業務効率化推進事業補助金

4-5-1. ICT化推進事業

4-5-2. 多言語通訳・翻訳機器導入事業

### 4-5-1. ICT化推進事業

#### (1) 内容

保育所等における業務のICT化を推進し、保育士の業務の負担の軽減を図るため、保育所等を設置している者に対し、ICT化推進事業に係る経費の一部を予算の範囲内において補助を行います。

(各施設1度限り。今回要件緩和されたが、令和4年度以前に補助実施施設は対象外です。)

#### (2) 補助対象

【補助対象施設】 保育所、保育所型認定こども園、幼保連携型認定こども園、小規模保育事業

【対象経費】 リース料、工事費、備品購入費その他市長が必要と認める経費

#### (3) 補助要件【要件緩和】

下記に掲げる要件の**いずれか**を満たすシステムであること。

- ア. 保育の計画及び記録に関する機能
- イ 園児の登園及び降園の管理に関する機能
- ウ 保護者との連絡に関する機能

#### (4) 補助額

①イの機能を導入する場合、AとBを別々に算定する

A. イの機能に関する部分 端末購入等なし：20万円、端末購入等あり：70万円 【うち5分の1は法人負担】 ※令和5年度のみ

B. イ以外の機能に関する部分

ア又はウ（端末購入等なし）：20万円、ア又はウ（端末購入等あり）：20万円 【うち4分の1は法人負担】

ア及びウ（端末購入等なし）：40万円、ア及びウ（端末購入等あり）：30万円 【うち4分の1は法人負担】

②イの機能を導入しない場合

ア又はウ（端末購入等なし）：20万円、ア又はウ（端末購入等あり）：70万円 【うち4分の1は法人負担】

ア及びウ（端末購入等なし）：40万円、ア及びウ（端末購入等あり）：90万円 【うち4分の1は法人負担】

## 4.補助金について

### 4-5-1. ICT化推進事業

#### (5) その他

- ①見積書及び領収書については、ア～ウの各機能ごとの金額を明記する
- ②イに関する機能を導入する場合、適切な登降園管理が行われるよう、システムを活用した安全管理の取組について明記する
- ③システム導入後、その効果等について、システム導入による効果等の報告書を提出する（厚労省において公表）
- ④システム導入に当たっては、下記の調査研究等も参考に、保育士の業務負担軽減に資する機能を導入すること
  - ・「ロボット・AI・ICT等を活用した保育士の業務負担軽減・業務の再構築に関する調査研究」株式会社野村総合研究所（令和3年3月）  
[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000135739\\_00009.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000135739_00009.html)
  - ・「保育分野の業務負担軽減・業務の再構築のためのガイドライン」（令和3年3月）  
<https://www.mhlw.go.jp/content/000763301.pdf>
  - ・「保育分野の業務負担軽減・業務の再構築のためのガイドライン 業務改善実践に向けた事例集」（令和4年3月）  
<https://www.mhlw.go.jp/content/000928266.pdf>

#### 〈要綱〉

- ・市川市社会福祉法人に対する保育所等における業務効率化推進事業補助金交付要綱
- ・市川市保育所等における業務効率化推進事業補助金交付要綱

## 4.補助金について

### 4-5-2. 多言語通訳・翻訳機器導入事業

#### (1) 内容

保育所等における外国人の園児の保護者とのコミュニケーションの質の向上を図るため、保育所等を設置している者に対し、多言語通訳・翻訳機器導入事業に係る経費の一部を予算の範囲内において補助を行います。

(各施設1度限り)

#### (2) 補助対象

【補助対象施設】 保育所、保育所型認定こども園、幼保連携型認定こども園、小規模保育事業

【対象経費】 リース料、工事費、備品購入費その他市長が必要と認める経費

#### (3) 補助要件

保育所等に在籍する外国人の園児の保護者とのコミュニケーションの質の向上を図るための機器であって、言語を通訳し、又は翻訳することができるものを導入するもの。

#### (4) 補助額

補助上限額 15万円（うち4分の1は法人負担）

#### (5) その他

〈要綱〉

- ・ 市川市社会福祉法人に対する保育所等における業務効率化推進事業補助金交付要綱
- ・ 市川市保育所等における業務効率化推進事業補助金交付要綱

## 4.補助金について

### 4-6. 保育所等事故防止推進事業補助金

#### (1) 内容

保育所等の安全かつ安心な保育環境の確保を支援するため、市内に保育所等を設置している者に対し、保育所等事故防止推進事業に係る経費の一部を予算の範囲内において補助を行います。

(補助を受けてから10年を経過後に再度実施可)

#### (2) 補助対象

【補助対象施設】 保育所、保育所型認定こども園、幼保連携型認定こども園、小規模保育事業

【対象経費】 購入費、リース料、工事費（①除く）、導入費用その他市長が必要と認める経費

#### (3) 補助要件

##### ①睡眠中の事故防止対策に必要な機器の購入等を行う事業

睡眠中の児童の体動又は体の向きを検知する等の機能を有する機器その他これと同等以上の機能を有する機器であって、次のいずれかの要件を満たすもの

- ア. 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号）に基づく医療機器の製造販売の承認等がなされていること
- イ. 他の保育所等において導入実績があること
- ウ. その他市長が保育所等における睡眠中の事故の防止又は保育の質の確保若しくは向上につながると認めるものであること

##### ②送迎用バスの安全装置の設置を行う事業 【NEW】 ※令和5年度のみ

児童の送迎を目的とした自動車（送迎用バス）について、

「送迎用バスの置き去りを支援する安全装置のガイドライン（令和4年12月20日公表）」に適合した安全装置（1台につき安全装置1台）

##### ③ICTを活用した子どもの見守りに必要な機器の購入を行う事業 【NEW】 ※令和5年度のみ

GPSやBluetoothにより子どもの位置情報を管理するなど、園外活動等の子どもの見守りに資する機器

# 4.補助金について

## 4-6. 保育所等事故防止推進事業補助金

### (4) 補助額

- ①睡眠中の事故防止対策に必要な機器の購入等を行う事業  
補助上限額 50万円（うち4分のは法人負担）
- ②送迎用バスの安全装置の設置を行う事業  
補助上限額 17.5万円
- ③ICTを活用した子どもの見守りに必要な機器の購入を行う事業  
補助上限額 20万円（うち5分の1は法人負担）

### (5) その他

#### 〈要綱〉

- ・市川市社会福祉法人保育所等事故防止推進事業補助金交付要綱
- ・市川市保育所等事故防止推進事業補助金交付要綱

## 4.補助金について

### 4-7.保育士資格取得支援事業補助金

#### (1) 内容

保育士試験の受験により保育士資格を取得したあと、保育士として市内の保育園等に勤務することが決まった方に対して、保育園を通じて、対象保育士へ学習費用を補助します。

市内の保育施設で働きながら保育資格の取得を目指す方も対象となります。

#### (2) 補助対象

【補助対象者】 保育士試験により保育士資格を取得した者で、保育士として市内の下記施設に勤務することが決定した者。

【補助対象施設】 私立保育園、認可外保育施設（届出対象）、公私連携型保育所、保育所型認定こども園、幼稚園型認定こども園、幼保連携型認定こども園、地方裁量型認定こども園、小規模保育事業（A型）、事業所内保育事業

【対象経費】 保育士試験講座の受講などの受講料等、保育士試験受験のために受講した通信講座や通学講座に要した費用。

- ・ 入学金又は登録料・講座受講料（面接受講料等を含む）
- ・ 教科書代及び教材費（受講に必要なソフトウェア等補助教材を含む）

※保育士試験の筆記試験日から起算して2年前の属する月の初日より前に支払われた経費を除く

#### (3) 補助要件

保育士証の交付を受けた後、対象施設等で1年以上継続して勤務する意向がある者。

類似事業による貸付等を受けていない者。

#### (4) 補助対象額

保育士試験受験講座の受講に要した経費の2分の1（上限15万円まで）

#### (5) その他

〈要綱〉

- ・ 市川市保育士試験による資格取得支援事業補助金交付要綱

## 4.補助金について

### 4-8.都市部における保育所等への賃借料支援事業補助金

#### (1) 内容

賃貸物件において保育所等の運営を行う場合における賃借料の実勢価格と賃借料加算の収入額の乖離分を補助することにより、保育所等の安定的な運営に資するため、予算の範囲内において、保育所等を運営する者に対し補助を行います。

#### (2) 補助対象

【補助対象施設】 保育所、保育所型認定こども園、幼保連携型認定こども園、小規模保育事業

【対象経費】 建物借料の年額－（賃借料加算の年額＋寄付金その他の収入）

※建物借料には、共益費及び管理費を含む。

#### (3) 補助要件

保育所等の運営に係る施設の賃借料の年額が、賃借料加算の年額の3倍を超えること  
ただし、新規開設園の開設1年目のみ、2倍でも対象とする

#### (4) 補助額

補助上限額 22,000,000円、2倍の場合 12,000,000 （うち4分の1は法人負担）

#### (5) その他

①駐車場や駐輪場などの付帯設備に関する賃料は補助対象外であるため、交付申請時には内訳の分かる覚書等の提出が必要

〈要綱〉

- ・市川市社会福祉法人保育所等への賃借料支援事業補助金交付要綱
- ・市川市保育所等への賃借料支援事業補助金交付要綱

# 4.補助金について

## 4-9.新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策事業補助金

### (1) 内容

新型コロナウイルス感染症の感染者や濃厚接触者等が発生した場合に、職員が感染症対策の徹底を図りながら、事業を継続的に実施していくために行う事業に係る経費について、保育所等の設置者に対し補助を行います。

### (2) 補助対象

【補助対象施設】 保育所、保育所型認定こども園、幼保連携型認定こども園、小規模保育事業、事業所内保育事業

【対象経費】 ア. 緊急時の職員確保を行う事業 ⇒ 職員の感染等による人員不足に伴う職員の確保等の費用  
(費用の例：緊急雇用にかかる費用、割増賃金・手当等)

イ. 職場環境の復旧・環境整備等を行う事業 ⇒ 消毒清掃費用等

### (3) 補助要件【要件変更】

新型コロナウイルス感染症の感染者や濃厚接触者等が発生した場合に、職員が感染症対策の徹底を図りながら、事業を継続的に実施していくために必要な費用

⇒ 例：感染者の発生や濃厚接触者等への対応が行われる前に、あらかじめ購入した衛生用品にかかる経費は、補助対象外

### (4) 補助額

- ・ 保育所等の定員に応じて算出 30～50万円上限
- 上記に加えて実施事業毎に加算
- ・ 延長保育事業（定員に応じ） 15～25万円上限
- ・ 一時預かり事業及び病児保育事業 30万円上限（1事業当たり）

### (5) その他

- ① 保護者との連絡等におけるICTの活用・感染症対策計画の策定・職員の体調管理等、感染拡大防止に努めること。

〈要綱〉

- ・ 市川市社会福祉法人保育所等及び認可外保育施設新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策補助金交付要綱
- ・ 市川市保育所等及び認可外保育施設新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策補助金交付要綱

# 4.補助金について

## 4-10. 医療的ケア児保育支援事業補助金

### (1) 内容

医療的ケア児が保育園等の利用を希望する場合、保育園等において受入れ体制の整備を推進するため、保育園等における看護師等の配置や、保育士の喀たん吸引等に係る研修の受講等などに補助金を交付する。

### (2) 補助対象

【補助対象施設】 保育所（公私連携型保育所を含む）、認定こども園（保育所型、幼保連携型）、小規模保育事業

【対象経費】 看護師等、もしくは、保育士等の配置に要した人件費  
研修受講に要した費用

### (3) 補助要件

下記の対象となる「医療的ケア児」が入所していること ※該当児童が途中退所した場合は、対象児童受入の体制整備がされていること

- ①主治医が、保育施設等の利用が可能と認めている。
- ②家庭において日常的に保護者が行っている医療的ケアの状況が安定している。
- ③「市川市医療的ケア児保育検討会」において、利用可能な保育サービス及び児童の受入れに必要な体制整備について協議がされている。

参考) 市川市医療的ケア児受入れガイドライン

### (4) 補助額

基本分単価

- ①看護師等を1名配置して医療的ケアを行う場合：1か所当たり年額 5,290,000円
  - ②看護師等を配置せず、保育士等を1名配置して医療的ケアを行う場合：1か所当たり年額 4,950,000円
- ※認定特定行為業務従事者研修を受け認定証を交付されている保育士に限る

加算分単価

- ①研修受講支援：1か所当たり年額 300,000円
- ②保育補助者の配置加算：1か所当たり年額 2,170,000円

※派遣看護師雇用の場合の保育補助に限る

### (5) その他

〈要綱〉

- ・市川市社会福祉法人医療的ケア児保育支援事業補助金交付要綱
- ・市川市医療的ケア児保育支援事業補助金交付要綱

## 4.補助金について

### 4-11. 特別支援保育推進事業補助金（令和5年度新規事業）

※詳細は決まり次第順次お知らせいたします。

#### （1）内容

保育士をはじめ、子どもたちの育ちや教育、障がいへのケアに関わる専門職など、多様な職種がチームで保育に携わり、プラスアルファの支援を行うことにより、特別な支援を必要とする子どもたちを保育する体制の充実を図るため、支援にあたるスタッフの人件費を補助する。

#### （2）補助対象

##### 【補助対象施設】

保育所（公私連携型保育所を含む）、認定こども園（保育所型、幼保連携型）

※小規模保育事業は、公定価格の障害児保育加算があるため、対象外

##### 【対象経費】

下記の要件に該当する職員の人件費

- ・保育士
- ・特別な支援を要する児童の保育に関する専門的な知見を持つもの（児童指導員、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士 等）

#### （3）補助要件

- ・以下の対象児童が在籍する施設を対象とします。

A 特別児童扶養手当の認定を受けた児童	B 障害者手帳(身体、精神、療育)を所持する児童	C 児童発達支援センター通所等児童
---------------------	--------------------------	-------------------

#### （4）補助額

月額167,500円 × 対象児童数を上限に、対象職員の人件費に要した費用を補助します。

#### （5）その他

- ①年度途中に対象児童が退所した場合でも、引き続き対象児童の受け入れをできる体制を維持するために同一の対象職員を継続して雇用することを条件に、当該年度中は補助対象とする予定です。
- ②非常勤職員も対象といたしますが、公定価格や市加算、他の補助金の対象との兼務はできません。

##### 〈要綱〉

- ・今後要綱を制定します。